

10 海外帰国生徒等の取扱い

高等養護学校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 合格者の発表

- (1) 発表の日は、平成15年2月7日（金）とする。
- (2) 熊本県立ひのくに高等養護学校において、受検番号で発表する。

12 二次募集

二次募集については、「平成15年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」に準ずる。

13 その他

- (1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、高等養護学校長に通知する。
- (2) 高等養護学校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、県教育委員会あて提出する。
- (3) 合格できなかった者に限り、改めて県立学校の一般入学者選抜に出願することができる。
- (4) この要項に記載がないことがらについては、「平成15年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

様式1

受 番	付 号											
入 学 願 望												
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。												
希望 学科	第 1		第 2		第 3		第 4					
平成 年 月 日												
熊本県立ひのくに高等養護学校長 様												
志 願 者	ふりがな 氏 名					氏 名	印					
	生年月日	昭和		年		月		日	保 護 者	氏 名	府 市 郡	県 郡
	生活の 本 拠	府 市 郡	町 村 丁目	番 地 番 号	保 護 者	生 活 の 本 拠	町 村 丁目	番 地 番 号				
	学 歴 及 び 職 歴											
昭和		年		月		日						第6学年卒業
平成												
昭和		年		月		日						第1学年入学
平成												
昭和		年		月		日						
平成												
昭和		年		月		日						
平成												
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校の推薦入学を志願していないことを証明します。												
学 校 名												
校 長 氏 名												
											職 印	

記入上の注意

- 1 希望学科を園芸科、工芸科、クリーニング科、窯業科の中から第4希望まで記入すること。
- 2 男・女等は、該当文字を○で囲むこと。

様式2

受 検 票	
受検番号	
ふりがな 氏 名	男 女
生年月日	昭和 年 月 日
出身学校	学校名
卒業年月	昭和 年 月 卒業 平成 卒業見込み
検 査 場	
出身学校長職印	高等養護学校長職印

〔熊本県教育委員会〕

様式3

写 真 票	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em;">(写 真)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 60%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">職印</p> </div> </div>	
受検番号	
氏 名	男 女
出身学校	

- 1 写真は、平成14年9月以降に撮影したものたて5.0 cm、よこ3.5 cm)で、脱帽、正面、上半身のものとする。
- 2 職印は、出身学校の校長の職印とする。

〔熊本県教育委員会〕

様式4

熊本県立ひのくに高等養護学校入学志願についての証明書

本 人	氏 名			
	生年月日	昭和	年	月 日
	出身学校	立	学校	昭和 平成 年 月 卒業・卒業見込み
	現住所			
保 護 者	氏 名	印		
	現住所			
	本人との 関 係	本人の		
転居予定地				
転居の理由				
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は本県内の公立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に出願しない又はしていないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県 市町村立 学校長 氏名</p>				
				職印

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年11月1日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第50号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第34条第1号、」を「第34条第1号の場合に任用される職への臨時の任用及び」に改め、同項第1号中「で法令等に定める免許、資格等を必要としない職」を削り、第2号中「で法令等に定める免許、資格等を必要としない職」を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 職員の産前休暇及び産後休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職員の職
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第4号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成14年11月1日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
会長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成14年11月13日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
（1） 平成14年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
（2） その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康増進課）
（電話 096-383-1111 内線 7079）

熊本県公安委員会告示第11号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第6号（道路交通法第94条、第101条、第101条の2、第101条の2の2、第104条の4及び第107条の7に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成14年11月1日から施行する。
平成14年11月1日

熊本県公安委員会委員長 本 田 暁 良

1の項（4）運転免許証の記載事項変更届出の表中「（熊本北、熊本南、熊本東、御船及び大津の各警察署を除く。）」を削る。